

売 却 決 定 通 知 書

買 受 人	住 所（所在地）								
	氏 名（名 称）								
滞 納 者	住 所（所在地）								
	氏 名（名 称）								
売 却 し た 財 産	名	称	性	質	所	在	数	量	売 却 価 額
									円
	保 管 人	住 所（所在）				氏 名（名 称）			
売却代金納付年月日		年 月 日							
交 付 書 類									
上記のとおり、換価財産の売却の決定をしましたから、通知します。 なお、あなたに上記財産を引き渡しますから保管人から受け取ってください。 (根拠法令－国税徴収法第118条、第119条第2項、第122条第1項、同法施行令第44条)									
通知年月日 年 月 日									
美唄市長 印									
買取人氏名 の 第三債務者等 又は名称 様									

摘要 1 換価財産を徴税吏員が現実に保管して換価した場合において、当該財産が、動産又は有価証券であるときにあつてはこの通知書は作成することを要せず、自動車又は建設機械であるときにあつてはこの通知書のみを作成すること。

2 換価財産を滞納者又は第三者に保管させたまま換価した場合において、当該財産が動産若しくは有価証券又は自動車若しくは建設機械であるときは、この通知書は、「売却財産引渡通知書」と併せて複写により作成すること。

3 換価財産が債権、不動産、船舶、航空機又は無体財産権等であるときは、この通知書のみを作成すること。

4 1又は3の場合には、なお書きを消して使用するものであること。